

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 7 年

子育て・若者支援特別委員会
会議録

令和 7 年 9 月 1 7 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

子 育 て ・ 若 者 支 援 特 別 委 員 会 会 議 録

- 1 開会年月日 令和7年9月17日(水)
- 2 開会場所 議会第3会議室
- 3 出席者 (12人)
- | | |
|-----------|--------------|
| 委員長 松村 智成 | 副委員長 木村 佐知子 |
| 委員 大浦 美鈴 | 委員 吉岡 誠司 |
| 委員 村上 浩一郎 | 委員 中澤 史夫 |
| 委員 本目 さよ | 委員(議長) 石川 義弘 |
| 委員 松尾 伸子 | 委員 中嶋 恵 |
| 委員 秋間 洋 | 委員 高森 喜美子 |
- 4 欠席者 (0人)
- 5 委員外議員 (0人)
- 6 出席理事者
- | | |
|----------------------|-------------------|
| 区 長 | 服部 征夫 |
| 副区長 | 野村 武治 |
| 副区長 | 梶 靖彦 |
| 教育長 | 佐藤 徳久 |
| 区民部長 | 前田 幹生 |
| 子育て・若者支援課長 | 河野 友和 |
| (仮称)北上野二丁目福祉施設整備担当課長 | 海野 和也 |
| 子ども家庭支援センター長 | 田畑 俊典 |
| 区民部副参事(児童相談所準備担当) | (子ども家庭支援センター長 兼務) |
| 区民部副参事 | (保健サービス課長 兼務) |
| 障害福祉課長 | 井上 健 |
| 健康部長 | 水田 渉子 |
| 台東保健所長 | (健康部長 兼務) |
| 健康課長 | 大網 紀恵 |
| 保健サービス課長 | 塚田 正和 |
| 教育委員会事務局次長 | 佐々木 洋人 |
| 教育委員会事務局庶務課長 | 山田 安宏 |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

教育委員会事務局教育施設担当課長	中 島 伸 也
教育委員会事務局学務課長	仲 田 賢太郎
教育委員会事務局児童保育課長	村 松 有 希
教育委員会事務局放課後対策担当課長	別 府 芳 隆
教育委員会事務局指導課長	宮 脇 隆
教育支援館長	(教育改革担当課長 兼務)

7 議会事務局	事務局長	鈴 木 慎 也
	事務局次長	櫻 井 敬 子
	議事調査係長	吉 田 裕 麻
	議会担当係長	女部田 孝 史
	書 記	藤 村 ちひろ

8 案件

◎審議調査事項

案件第1 第71号議案 東京都台東区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

案件第2 子育て及び若者支援について

◎理事者報告事項

【区民部】

1. (仮称) こどもの権利条例の制定について

……………資料1 子育て・若者支援課長

2. 台東区要保護児童の状況について

……………資料2 子ども家庭支援センター長

【健康部】

1. 令和6年度母子保健事業の実施状況について

……………資料3 保健サービス課長

【教育委員会】

1. 令和8年4月保育所等の利用申請及び保育所入所基準の一部改定について

……………資料4 児童保育課長

2. 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について

……………資料5 児童保育課長

3. 保育所等における物価高騰への支援について

……………資料6 児童保育課長

4. 放課後対策事業運営事業者の選定結果について

……………資料7 放課後対策担当課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

5. 令和8年4月子どもクラブの利用申請について

……………資料8 放課後対策担当課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

○委員長（松村智成） ただいまから、子育て・若者支援特別委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、区長から挨拶があります。

◎服部征夫 区長 おはようございます。よろしくお願いします。

○委員長 お願いします。

○委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしくお願いいたします。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 初めに、案件第1、第71号議案、東京都台東区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例を議題といたします。

本案は、理事者報告事項、教育委員会の2番、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第71号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 それでは、第71号議案及び報告事項、教育委員会2番、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について一括してご説明いたします。

初めに、報告事項について、資料5をご覧ください。項番1、制度の概要です。

全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対する支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる、こども誰でも通園制度が創設されました。

本制度は、今年度、乳児等通園支援事業として認可事業化され、来年度からは、乳児等のための支援給付として給付制度化し、全ての自治体において実施となります。

項番2、本区における実施概要です。

事業開始時期は令和8年4月、対象児童は保育所等に通っていないゼロ歳6か月から満3歳

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

未満までの児童です。利用可能時間は、今後、内閣府令で定める時間ではありますが、現時点では今年度の利用上限である月10時間を予定しています。実施施設は、区内の民間の保育所、認定こども園、地域型保育事業のうち実施を希望する施設とします。実施方式については、国の基準上、専用定員を設け、専用室等に受入れを行う一般型と保育所等の空き定員を活用し受入れを行う余裕活用型の2つの方式がありますが、事業開始に当たっては、既存施設において実施可能な余裕活用型による実施を予定しています。利用方式については、利用する曜日や時間帯を固定し定期的に利用する方式、もしくはそれらを固定せず柔軟に利用する方式、または両方の組合せを各施設において選択するものとします。

項番3、民間施設の認可についてです。

本事業の設備及び運営については、国の定める基準に従い、または参酌して、区市町村の条例で基準を定めるものとされています。令和8年4月の事業開始に向けて条例を整備し、実施を希望する施設の認可手続を進めてまいります。

項番4、条例案についてです。

(1) 制定予定条例は記載のとおりで、(2) 主な内容です。1つ目の最低基準の向上から次ページの上から2つ目、秘密保持等までを含む本条例案の総則については、家庭的保育事業等の基準を定める区の条例とおおむね同様の基準となっています。以降は、一般型、余裕活用型の事業区分やそれぞれの設備及び職員に関する基準などを規定します。

(3) 条例制定における区の基本的考え方です。原則として、国基準のとおりといたします。ただし、参酌すべき基準のうち、下表に記載の乳児室の面積基準については、保育所等の認可基準との整合性を図るため、区の独自基準を適用いたします。

最後に、項番5、今後の予定です。

本委員会報告後、事業者へ実施希望を確認し、その後、条例議案を可決いただけましたら、希望事業者による認可申請を開始いたします。さらに、第4回定例会においては、認可事業所が給付対象として区の確認を受けるための基準条例案の提出や認可申請状況等のご報告を予定しています。その後、認可申請の審査や事業の実施準備を進めた後、来年3月に事業所を認可し、予約受付を開始した上で、4月から事業を実施してまいります。

報告資料のご説明は以上です。

続きまして、第71号議案、東京都台東区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例について、ご説明いたします。

本案は、児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるために提出するものです。次ページ以降の条例案の内容については、先ほど報告事項でご説明したとおりです。

長くなりましたが、ご説明は以上となります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、第71号議案及び報告事項についてご審議願います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

では、中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 条例には賛成でお願いいたします。

あと、子ども誰でも通園制度について報告ありがとうございます。

先生のことについて伺いたいんですけども、もともと先生たちは時間もぎりぎりでもう忙しい上に、子供を預かるという意味では、先生の配置もきちんとされているのかな、実際にはどうなのかなというところの運用面を伺いたいんですけども、こちらに余裕活用型とありますが、その保育園にもともと通っている子の、子供たちの保育の質というものは担保されるものでしょうか。

○委員長 児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 お答えをいたします。本制度では、日々利用する子供が異なることですか、短時間で子供の特性を把握する対応が求められるなど、保育者への負担が増加するという懸念があるのは、委員がおっしゃっているところについての懸念はございます。

一方で、余裕活用型というのは、現状の職員体制の中で実施が可能な実施方式というふうにされておりますので、体制についてはきちんと整っている。ただし、余裕活用型においても、先ほど申し上げたとおり、お子さんが日々変わるとか、そういったところの難しさがあることも承知をしておりますので、実施園には通常保育に支障のない範囲で実施いただくようにということで周知をしまいたいと考えております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 分かりました。可能な範囲でということ、受け入れるということ、ちなみになんですけども、予約とか、その方法もちょっと教えてもらってもいいですか。

○委員長 児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 利用者がこちらの制度を利用していただくためには、2段階の手続きが必要となっております、まず、給付認定の申請、それから、予約申請というふうになっております。

具体的には、利用者の方、区に給付認定の申請を行っていただいて、対象要件に合致していることを認定した後に、国が提供する総合支援システムにおいて、初回の面談ですとか利用の予約をしていただくという流れになっております。詳細な申請を含めた区民への周知については、早期にご報告できるように準備を進めてまいります。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 分かりました。受け入れた園への区からの支援とか、利用料とかは自己負担ということによろしいですか。

○委員長 児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 お答えをいたします。受入れを行った園に対しては、実績に応じて国のほうから公定価格に基づいた給付がされるということと、あと、利用者の方からも利用料を徴収する方向で、今、検討を進めているところでございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 分かりました。こちら、おっしゃるように、やはり子供たちが転々としてしまうのではないかという意味では、ちょっと心配になって伺いました。

第4回定例会のほうで報告いただけるということですので、引き続きよろしく願いいたします。以上です。

○委員長 では、秋間委員。

◆秋間洋 委員 この条例、国のほぼ横引きなんですよ。保育というのは、その地域地域によって歴史もあれば、非常に積み重ねてきた保育従事者の方たちの矜持もあると思うんですね。そういう点では、別に横引きが悪いというわけじゃないですけども、重要な保育の質に関わることについては、きちんと条例で定めるということが必要だというふうに私は思っています。その点で、包括的な大ざっぱな条例にはなっていますが、やはり大事な部分についてはきちんと条例で定める必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

先ほど、報告事項の中であった、例えば対象児童、利用可能時間数ですね、あと、実施施設はいいか、実施方式ですね。このようなところについては、例えば実施方式でいうと、台東区は一般型やらないで、余裕活用型だけというふうに先ほど報告にあったけれども、この条例の3分の1ぐらいは一般型のやつの定めですよ、これ、条例。これ、やらないことも、もちろん包括的にやっという、ただ、これがその後で一般型もやるとなったときに、議会に条例に係らないということはあるわけですよ。こういう点では丁寧に、もちろんそういうときは報告はいただけるとは思いますけれども、やはり条例で決めていくということが大事だと思うんですよ。

特に、まず、利用可能時間、これ、月10時間というふうに先ほど報告がありましたけれども、既に実施している自治体等では、48時間のところが非常に多いんですね。ですから、この10時間ではいいのかという問題あるいは子供が本当に、その保育士さんと慣れられるのかという問題とか、あと、対象児童の年齢についても、先行自治体ではいわゆる2歳児クラス相当、やはり3歳の誕生日が来たらもう終わりというんじゃなくて、3歳の誕生日が来た年度末までしっかり預かるというふうな自治体が非常に多いわけですよ。だけれども、台東区はここについては3歳になったら終わりというふうにしてしまっているわけですね。

こういう重要な保育に関わる部分については、やはりここで、条例で定めるべきではないんですか。あるいは何で定めるのかということも含めてお答えいただきたいと思います。

○委員長 児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 お答えをいたします。今、委員からお話のありました先行自治体の事例ですとか、また、他区の方とも情報共有をする機会などを設けております。今お話のありました、例えば受入れ時間を拡充するですとか、年齢を拡大するというところについては、受入れ時間については柔軟に預けていただけるというメリットがある一方で、供給が不足するおそれがあるですとか、あとは、そうですね、年齢に関しても同じことが言えるんですけど

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

も、そういう課題があるということも、一方で共有をしているところでございます。

まずは事業開始に当たっては、今回ご報告した内容で実施をさせていただいた上で、また国の動向ですとか先行自治体の事例も確認しながら、よりよい実施体制になるように見直しというものが必要なというふうに考えております。

そして、ご質問にありました、どこで定めるのかというところですが、区の独自規定を設ける予定というのはいないんですけれども、この国の定める時間とか、そういったものを区の要綱でも改めて規定をして、事業を実施していきたいというふうに考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 例えば利用可能時間については、これ、今回の次世代育成支援の計画の、どのくらい利用があるかというものも含めた、これ、昨年10月30日の次世代育成支援の地域協議会の中で、区民の委員さんからこういう意見が出ています。

こども家庭庁のホームページでは、この誰でも通園制度ですね、これについて、今のタイミングでは利用時間が月10時間程度を想定ということで、今後、各自治体で時間については上限の時間を検討すると書いてあったんですけど、今日はそういうことですけど、実際に1歳児を自宅保育している身、この方が1歳児の方いらっしゃるんですね、としては、保育園に連れていくことや洋服だったりおむつの準備をすることを考えると、少なくとも1日3時間や4時間はすぐにお願ひしなければいけないと。逆に手間になってしまうのではと感じましたという、こういう意見、既に出ているわけですよ。私は10時間がいいか悪いかということを使うんじゃなく、まず、やってみるといふことなのかなって今のニュアンスでは感じて、それはそれで今の保育士の体制からすれば、率直に言ったら、私は今までできないんじゃないかと、私、反対してきたわけですけど、10時間からやるということであれば、もちろん反対はしませんけれども、やはりそういうニーズというのはあるというふうに思うんですね。

先ほど、中嶋委員からもありましたように、今の保育士不足というのは本当に深刻でありまして、これをできる余裕があるのかというふうなことというのは、もうやはりどうしても問題にせざるを得ないんですね。先行している自治体あるいは試行している自治体での検証をやられているというふうに、先ほど、課長おっしゃいましたけれども、どんなふうな声が、その保育士の問題も含めて上がっているんですかね。

○委員長 児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 お答えをいたします。この制度では、委員がご指摘するように、保育士に対する負担が少し増えるのではないかと懸念があるのはある一方で、これまで接する機会が少なかったお子さんですとか、地域のご家庭と関わることで、これまで、先ほど委員もおっしゃっていた保育者の方が積み上げてきた専門性を地域に広く発揮できる、そういった意義があるというような、そういったお声もいただいているところでございますので、先ほどから申し上げているとおり、現状の体制で可能な範囲でまず始めさせていただいて、利用の実績ですとかニーズを捉えながら、引き続き、体制については検討してまいりたいというふう

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

に考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 先行している中野とか豊島の議会に出された資料は検証されているんですね。それを見ますと、例えばこれ、豊島ですけれど、保護者支援という側面から事業の意義があると肯定的な意見があった一方、多くの園からは保育従事者の負担が大きい、補助金が不足しているとの声があったと。あと、今のが豊島ですね。中野は、保育者については、利用頻度が異なることから子供が園に慣れづらい、親子との関係構築に時間を要する、在園児童の生活リズムに影響が生じる等のために、保育者については負担が生じる場合があるということが確認されたというふうにありますね。

だから、このところは、台東区はとにかく慎重に、ここから始めるということで、それはそれなんですけれども、台東区だって振り返ってみれば、今、いわゆる地域型保育事業の小規模だとか、あるいは家庭的保育だとか、あるいは事業所型保育だとか、このようなところというのは連携園が探せなくて困っちゃっているわけじゃないですか。また5年間、国も延ばすことを認めたと。台東区は半分の事業所が連携園を見つけられないわけですよ。そのぐらい深刻な事態があるのに、私はこれを、率直に言ったら、始める力があるのかな、保育現場にということ是非常に懸念しています。

その辺のところは、ただ、課長の答弁では慎重な姿勢が伝わってきますので、その辺は非常に大事にしていきたいというふうに思います。

最後ですけれども、具体的に、今度は直接契約で区の関わりが非常に少ないです。率直に言ったら、先ほどの予約の関係も利用調整は全くないわけですし、そういう点では区が関わらないわけですけれども、とはいっても認可事業でありますので、そういう点では施設での、利用者ですね、あと、事業所の直接契約任せで、区はほとんど関わることがないのかどうかって、それ、まず1つは指導監督体制の問題ですが、これについてはどうなんですか。

○委員長 児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 委員のご認識のとおり、本事業においては、区による利用調整というものは実施しませんで、利用者と実施事業者が直接が契約をすることになります。

ただ、区としましては、認可手続の際に重要事項説明書の内容を確認するほか、システムを通じて、利用実績の把握等を行ってまいりますし、今お話しいただきました指導監査についても、保育施設に実施しているんですけれども、こちらの事業についても、法令に従って適切な運営ができるように、区として指導監査を実施していくというふうに考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 事業主導型のときに、台東区は監査権がないわけですよ。こういう問題というのは、この間も議論されたわけで、そういう点では、これについては一般型はないけれども、今回の余裕利用型についても、基本的に区内の認可保育所で、認可保育所だけじゃないかもしれないけれども、利用を認めるわけで、そういう点では指導監督体制はあるということで

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

確認しました。

最後ですけれど、事故の際ですね、これの保険なんですが、この辺についてはきちんとされているんですか。

○委員長 児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 本事業を利用する児童についても、通常入所の児童の方と同様に、賠償責任保険の対象となるように、事業所のほうには求めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 共産党は、国会ではこれ、反対しました。ただ、この今、既に制度ができて、これ、岸田さんが異次元の少子化対策つつったわけだ。児童手当の拡充は、これはもうあれにしても、これがもう一つの目玉だったわけですね。

ただ、やはり今の保育の現場からしたら、これは大変な負担になると。保育士の不足について、まだ、保育士基準をヨーロッパなどに比べればはるかに遅れた基準、若干改正されましたけれども、そういう中で、むしろ保育の質を高めていくことをもっと優先しなければいけないという立場から反対したんですね。

ただ、既に制度ができて、これが始まるといった、こういう条例が出されたという中で、やはり保育の質を担保するという角度で、これは私は今質問させていただきました。これについては、保育がだんだん変わってきているのかなという感覚を私、持っています。というのは、今は基本的には保護者、親の就労が指数になって、それで認可と。これは非常に大事な基本であることにはこれからも変わらないけれども、しかし、これから地域で子育てをする、そういう保護者の皆さんに、先ほどあったような関わる保育というのは、じゃあ、そういう人たちも非常に孤立しながら子育てやっていると。そんな中では、その人たちの孤立を防ぐ保育というのも、これは大事なのかなというふうに、私は、ちょっとこれを勉強しながら、非常に感じました。

特に、先ほど、実証が始まって、実証というかしている園の中で、先ほど課長の答弁もありましたけれども、これ、中野区ですけれども、保護者については子育ての相談先ができた、自分の時間をつくることができるようになった、精神的な余裕ができたなど、保護者支援につながる効果が確認されたというだけではなくて、これだったらいつでもいいわけなんだけれど、ではなくて、子供についてはご飯をたくさん食べるようになった、自分自身と同じ年齢の子供との接し方を身につけ始めたなどの成長、発達に資する効果が確認されたと。このような角度からすると、これからの保育園の形というのは、もちろん認可はきちんと保育の質を担保しながらもやっていく、そういう点では、これは進めながら、ただ、検証はきちんとやっていながらやっていくべきかなというふうに、ちょっとこれ、非常に感じました。そういう点ではこの条例には賛成をしたいというふうに思っています。

○委員長 ほかにごぎいませんか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

それでは、これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についてもご了承願います。

○委員長 次に、案件第2、子育て及び若者支援についてを議題といたします。

本件について、理事者から報告がありますので、ご聴取願います。

初めに、(仮称)こどもの権利条例の制定について、子育て・若者支援課長、報告願います。
子育て・若者支援課長。

◎河野友和 子育て・若者支援課長 それでは、(仮称)こどもの権利条例の制定についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。初めに、項番1、背景でございます。

本件に関連した国や都の動向は、資料記載のとおりですが、本区におきましては、本年3月に、子供の権利保障を基本目標の第一に掲げた、台東区次世代育成支援計画(第三期)を策定しており、同計画に基づき、(仮称)こどもの権利条例の制定に向けた検討を行うものでございます。

次に、項番2、目的でございます。

本条例では、子供の権利保障についての基本理念、区の責務や施策の基本的な事項を定めることにより、子供の健やかな育ちに寄与することを目的としております。

次に、項番3、規定する主な内容(案)でございます。

現時点では、子供を権利の主体として尊重し、その最善の利益を図るという理念を明確化するとともに、子供施策を進めるに当たっての基本的な視点や推進体制について規定することを想定しております。

次に、項番4、子供への意見聴取でございます。

当事者である子供の意見を幅広く聞く機会を確保するため、こども基本法や国のガイドラインに基づき、アンケートやヒアリング調査のほか、ワークショップ、パブリックコメントなどの実施を検討してまいります。

次に、項番5、検討体制でございますが、既存の台東区次世代育成支援地域協議会において意見聴取をしております。

次のページをご覧ください。最後に、項番6、今後の予定でございます。

記載のとおり、令和9年4月の条例施行に向けて検討を進めてまいります。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

松尾委員。

◆松尾伸子 委員 このたび、このこどもの権利条例の制定についてということで進められるということになりましたので、本当によかったなと思っておりますが、特にお子さんの権利として、意見表明権というのがありますけれども、それに基づいてお子さんの声を聞かれようと思われているんだと思っておりますが、そのお子さんに関しては、大体何歳ぐらいの方たちをターゲットにというか、考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎河野友和 子育て・若者支援課長 アンケートについては、主に小学生、中学生、それから、高校生年代を考えてございますが、乳幼児とかも、親から見てになってしまうかもしれませんけれども、そういったところの意見も聞いていきたいというふうに考えています。

◆松尾伸子 委員 親御さん。

◎河野友和 子育て・若者支援課長 親御さんになってしまうと思うんですけども。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 親御さんの意見も聞かれるということで、それ、大事だなというふうに思っております。まさに、子育てされていていらっしゃる保護者の皆さんの声というのもしっかりと受け止めていただければと思うんですが、お子さんに対して意見を聞かれるときに、やはりこのこども基本法に基づくということで、こどもの権利条約等の内容が分かりやすく、お子さんたちに理解していただけるような、やはりそういう教材だとかが必要だなというふうに私思っておりますので、以前もそういう提案もさせていただいているんですけども、その辺もぜひ工夫していただきたいなというふうに思っております。

また、検討体制の中で、区民委員さんということで、区民の皆さん、入るということではあったんですが、どんな方々が参加される予定ですか。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎河野友和 子育て・若者支援課長 区民の方が公募委員の方で2名いらっしゃって、どちらも子育て世代の方です。あと、地域代表の団体の代表の方としては、町会の女性部の方ですとか民生委員・児童委員協議会の方、それから、私立保育園連合会の代表の方や私立幼稚園連合会の代表の方、それから、小学校PTA連合会の方、それから、青少年委員の方、そういった方に会議として参加していただいているところです。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 分かりました。本当に広くしっかり区民の皆さんの声を受け止めていただく中で、中心であるお子さんたちの、または保護者の皆さんが本当に深く理解していただけるように、また、その権利の主体が自分たちなんだということをお子さんがしっかりと感じ取っていただけるような、そういう内容にさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長 子育て・若者支援課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎河野友和 子育て・若者支援課長 先ほど、委員から教材の話が出たんですけども、ちょうど今、区のホームページに人権講座の動画が掲載されておまして、そのテーマが子供の権利について解説するものになっております。そちらについては、子供の方が見ても分かりやすい内容になってございますので、そういったコンテンツも活用しながら、子供はもちろん大人も含めた区全体で人権の意識を高めていきたいというふうに考えてございます。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 ありがとうございます。絵本とか、小さいお子さんでも手に取って、皆さん、iPadを見たりしますけれども、手に取っていただけるようなものをしっかり考えて、丁寧にやっていただければと思います。ありがとうございます。

○委員長 ほかほかございますか。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 これは、非常に一番大事なのは進め方だと思うんですね。今、松尾委員からもありましたけれども、この次世代育成の地域支援協議会は年に4回ですかね、3回かな、4回か、定期的にやっている会議ですよ。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎河野友和 子育て・若者支援課長 計画策定の年は年4回なんですけれど、それ以外の年は、大体年2回が通常でございます。

◆秋間洋 委員 2回ね。

◎河野友和 子育て・若者支援課長 ただ、今回は条例策定してまいりますので、今年度は年間3回予定しています。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 例年よりは多いと、計画つくるときは少ないということですよ。別にその回数のことだけを言うのではないんですが、私、今回、先ほどの誰でも通園制度のときに、実はこれ、どういうふうにこの次世代育成支援協議会で議論されたかなって、ずっと見て、先ほど、ちょっとご紹介したわけなんですね。非常にいい議論がなされているんですね。私、あの議事録というのは、恥ずかしながら初めて読みました、ずっと、この間の何回かの。やはりああいうものでもんでいくのはすごく大事だというふうに思います。

その前提として、子供の意見をしっかりと聞いていこうということで、これが何ととっても、今回の一番大事なところで、これがなければ何をやる意味もないぐらいの中身です。そういう点では、ワークショップとかパブリックコメントはあれですけど、アンケート、ヒアリング、ワークショップって、これ、ありますけれども、この辺でコンサルタント使うんですか。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎河野友和 子育て・若者支援課長 アンケートやヒアリングについては、関係部署の協力を得ながら実施することを予定しております。ワークショップについては、子供の権利や社会参画に関する豊富な知識や経験を有する事業者の支援を得ることで、円滑かつ効果的に実施して

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

まいりたいと考えているところです。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 私、コンサルタントについては決算予算で相当やりました。これは全否定するものではありません。ただ、政策決定に関わる部分については、やはりコンサルタントの力を借りるのは否定しないけれども、しかし、やはり職員がきちんと政策立案していくところの要になってほしい。それはそういう考えだと理事者もそういう答弁が、この間、重ねてありました。

こういう、この非常に大事な条例を策定していく上で、やはり先ほどのワークショップなどで、これ、よくガカイでやるワークショップ、本当に何か業者がやられちゃっているという感じあるんですね。その辺のところ、すごく心配しているんですが、ただ、先ほど子供の権利の問題で、今やられている動画がありますね、弁護士さんの講座がありますね。あれ、私も見て、非常にいい中身だなというふうに思いましたので、ああいう専門家の人たちが助言者として入っていくというのはいいかもしれないけれど、ワークショップの運営そのものを、これを区の職員ではなくて事業者に委託するようなことだけはしないでいただきたいというふうに思うんですが、その辺はどうなんですか。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎河野友和 子育て・若者支援課長 ワークショップやるときは、中学生、高校生とか呼んでいろいろ意見聞くわけですけども、それに区の職員も当然関わりますが、そういった意見を引き出すのにたけた人というのがやはりいらっしゃると思うので、そういった力を借りていきたいとは思っています。当然、職員もその現場にいて、意見いろいろ聞いたりというのはしていくんですが、そういったところの力は借りていきたいというふうに考えているところです。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ちょっと心もとないのは、職員が子供の意見を引き出せないのかと、そういうこと、だって、子育て支援課にいる職員ですよ。これは、やはり専門性を持って仕事を、そういう自負だってあると思いますよ。私、今のだと、率直に言うと政策立案の要になるというか、どちらかといったら、じゃあ、これから様々な基礎的なものが出され、それを分析したり、あるいはワークショップの声を引き出して、それをまとめて整理したり、それは私は職員でできると思うんですよ。もちろん専門家のアドバイスが必要かもしれない。必要だと思います。だけれども、その辺のところやらないと、区役所が何のための区役所なのかということを、私は感じますので、そこのところは、ちょっと厳しいようですが、ぜひ、その辺は意見を申し上げたいというふうに思っております。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎河野友和 子育て・若者支援課長 あくまでワークショップで意見を引き出すというところを支援もらうだけで、ワークショップで引き出された意見を基に条例制定していくのは、当然、区の職員の仕事ですので、そういったことは誤解のないようにお願いします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 いや、今の課長の意気込みでよしとしますよ。もちろんそういう、いや、それだけの気持ちで、ぜひ、いい条例をつくっていただきたいと。

いい条例をつくるに当たって、国連子どもの権利条約ですね、この趣旨をやはりきちんと、その条例には精神として前文でもいいし、どういう形でもいいですが、書き込むべきだと思うんですが、これについてはいかがですか。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎河野友和 子育て・若者支援課長 子どもの権利条約は、子供の基本的人権を国際的に保障するため定められた条約であり、本条例にもその理念を十分に反映させる必要があると考えております。東京都の条例でも、条約について触れられているところです。

ただ、条例の具体的な内容や文言については、今後の議論の中で検討してまいります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ぜひ、これは明確に、少なくとも子どもの権利条約ということは条例の中に必ず入れていただきたいと。それは、残念ながら、国の今度のこども基本法がその精神が薄いんですよ、実は。本当に薄い。それはそうですよね。だって、国連の子どもの権利委員会から、何回も日本の競争的な教育、子供の抱えているストレス、精神的、肉体的な健康に与える害、様々な障害、このようなものについて、日本政府は全く対応していない。だから、それはこども基本法に子どもの権利条約書けないわけですよ。だけれども、これはきちんと台東区は、国際基準で、教育予算がOECD諸国の中で一番びりか下から2番目というような、こういう国に並ばないで、やはり私はきちんとこどもまんなかという以上、この子どもの権利条約は国際基準で、台東区の条例はきちんと書き込んでいただきたいということは申し上げておきます。

○委員長 関連ですか。関連ではない。

◆木村佐知子 副委員長 関連です。

○委員長 関連、じゃあ、先やってもよろしいですか。

じゃあ、木村副委員長。

◆木村佐知子 副委員長 すみません、挟んで。今、国連の子どもの権利条約の話が出ましたけれども、先ほど来、子供の意見を聞くですとか、あとは区内の有識者の話を聞くというような話もありましたので、私はみんなでそうやって手作りの条例をつくったという経験値のほうで、区にとっては大事なんじゃないかなというふうに個人的には思います。

なので、もちろん秋間委員の考えは尊重しますが、私はそうやってみんなでつくり上げた条例という姿勢を大事にしていきたいなと要望いたします。以上です。

◆秋間洋 委員 同感です。・・・しません。

○委員長 続けます。

本目委員。

◆本目さよ 委員 ありがとうございます。秋間委員が言っていたワークショップとかは、ぜ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ひ、子供の意見を引き出すって結構大変だと思うんですね。なので、プロの方の手はぜひ借りていただきたいのと、あとは、ゴカのワークショップの話ありましたけれど、私も参加したら、いや、これ、私のほうがファシリできるよねぐらいのレベル感だったりする方も、プロの方でもやはり濃淡があるというところはすごく実感しているので、子供の意見を引き出すというところでは、本当にしっかり選定はしていただきたいと要望しておきたいと思います。

あと、もう一つ、先ほど委員の話ありましたけれども、次世代育成の支援の地域協議会には障害の手をつなぐ親の会の方も委員として参加されているということで、より困難な状況にある子供やその支援者の声というのが、ある一定は届けられていると思うんですけど、欠けている視点としては、例えば里親さんとか要保護の児童、ご本人はできるかどうかというのはありますけれども、そういった視点みたいなのは、台東区には見相がないので難しいのかもしれないんですが、その声の反映はやはり制度設計に反映していく必要があるんじゃないかと思うんですけど、どういうふうに取り入れていくのか、もし、今のところで考えがあれば教えてください。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎河野友和 子育て・若者支援課長 本目委員から、今いただいたご意見ですけれど、次世代の地域協議会でもやはりマイノリティの声、大事にしてくれって言われていて、障害ですとか外国ルーツですとか、そういったところでやはりヒアリングに一定、お声を聞いていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 要保護は。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎河野友和 子育て・若者支援課長 どういうふうに声が聞けるのかというの、ちょっと関係所管と検討してまいりたいと思います。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 里親さんとか協力家庭とかとも連携を子家のほうでしていたりと思うので、そういった方々にヒアリングするなど、やり方はあるかなというふうに思っているのですが、何かしらの形でより困難な状況にある子供の声もしくは支援者の声というのを、ぜひ、そこは組み入れていただきたいなというふうに要望しておきます。以上です。

○委員長 ほかにございませんか。

大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 ありがとうございます。子供の権利を守る条例の制定、非常にいいことだと思っています。

1点、お伺いさせていただきたいんですけども、余り細かく権利を規定し過ぎると、かえって子供の成長や自立を縛る結果となることも考えられまして、誤解から過度な権利主張や混乱を招くおそれも出てくることも想定せねばならないと思います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

実際に、他の自治体でも文言の曖昧さや解釈の幅が原因となって、混乱が生じた事例が報告されています。本区の条例案については理念を示し、子供が健やかに成長できる環境を整えるための指針として位置づけるものであると理解してよろしいのでしょうか。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎河野友和 子育て・若者支援課長 これからつくろうとしている（仮称）こどもの権利条例は、子供を権利の主体として尊重し、その最善の利益を図るという理念を明確化するものです。ほかの自治体の議論の中でも、権利イコールわがまま論ですとか、子供の権利には義務を伴うといったことはよく言われますが、これは自分だけがよければいいということではありません。みんなが権利の主体であって、お互いに権利を尊重しないと、この社会の関係や人間関係は成り立ちません。必然的に権利は相互尊重につながるものだと考えているところです。自分のことを大切にすることも大事ですが、ほかの周りの友達、お母さんやお父さん、近所の人や先生、みんなに同じ権利があるんだよということを覚えてもらいたいと思っています。自分をまず大切にしてほしい、その次にほかの人のことも大切にしてほしいと伝えられればいいのかと考えているところです。

○委員長 大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 承知いたしました。実際、条例、案件、素案つくる自体、検討過程で誤解、混乱が指摘された事例が出てきましたので、実際、台東区では子供たちの最善の利益を図り、健やかな成長を後押しすることを目的としてつくられていることになっています。ありがとうございます。

○委員長 ほかにございませんか。

失礼しました。高森委員。

◆高森喜美子 委員 私もこども権利条約、つくっていただきたいというふうに質問をした経験がございまして、今回、こうして具体化されていくということは、非常に前進していくというふうに思っております。

ここで、一つちょっと懸念なんです、こどもまんなか社会ということで、子供のそうしたいろいろな今までの状況から脱却していくような、そうした社会状況をつくっていかうというふうに認識していますけれども、どうもある意味で、子供を育てている親の一方的なとか、思い込みとか、親の意見を子供に押しつけたり、親の都合によっていろいろなことが主張されたり、そうしたことがなきにしもあらずではないかというふうなのは、今の現実の中で起こっているというふうに思っております。

そういう中で、本当に子供がどう感じているのか、どう思っているのかということをお互いに客観的にしっかりと聞き取るということは、極めて重要だというふうに思います。

今回、条例をつくって、子供のそうした意見も施策にも反映していくということになるわけですが、私は子供の意見を聞くことは非常に重要だというふうに思います。しかし、その子供たちが言ったことを受け止めて、それを実現していく中では、その言った、主張している子供

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

たち自身もやはり自分たちにも責任があるんだなということも感じてもらわなければ、言ったら言いつ放しで終わりというのではないんだと。それでは、民主主義は成り立たないということもしっかりと分かってもらう、そういうやり方をしていけないといけないだろうというふうに思っております。

実は、具体的に言うと、視察で交通対策の視察だったと思うんですが、鞆の浦に行きました。鞆の浦では、その景観を守るために道路をどうするかという土地の、その地域の将来のまちづくりに関わる議論が沸騰したと。一方は、景観を守るためにトンネルを造ったほうがいいと。いや、一方は、そのトンネルを造ってお客様が通過して行ってしまっちは、まちの発展はないんだから、トンネルには反対だと。大きくまちを二分した議論になったという、そうした状況の中で、鞆の浦は、まちは中学生や小学生の意見もしっかりと、その議論の中に加えていったということでございました。そういう中で、子供たちに何が起きたかという、自分たちが言ったことを大人がちゃんと聞いてくれて、そして、そのことがまちの市政に反映をされていくということを実感をして、自分たちのまちは自分たち意見を言っていければ、しっかりと守っていく、そうした責任もあるんだなということを感じて、より子供たちもその自分たちの意見に責任を持つ、そうした態度に変わっていったというお話でした。

これは、結論から言うと、そのまちのトンネル工事というのは非常にお金がかかる中で、県知事が替わって、県が責任を持って道路を造り、トンネルも造っていくということで話は決着したそうですけれども、そういう中で私が感じたことは、子供の意見を聞くことも大事だけれども、聞き方にもよると。ちゃんとそれを責任を持って物事が進んでいくようなやり方をしていくことが大事なんだなというふう感じた次第でございますので、条例をつくっていただいて、各セクションでしっかりと子供の意見を聞く、そして、それも施策にも反映をし、子供も自分のまちに愛着を持てる、そうした一つのファクターになっていくということを期待しておりますので、その条例のつくり方、これからいろいろと議論されると思いますけれども、そうしたことも含めてよろしく願いいたします。以上です。

○委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告について、終わったんで、ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、台東区要保護児童の状況について、子ども家庭支援センター長、報告願います。

子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 それでは、報告事項、区民部の2、台東区要保護児童の状況についてご説明いたします。

資料2をご覧ください。まず、項番1、新規相談でございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

(1) 新規養護相談数をご覧ください。こちらの表は、令和3年度から各年度末時点で新規に受け付けた相談児童数の推移をお示ししております。表の一番下、令和6年度をご覧ください。右から2列目の合計ですが、令和6年度に受け付けました新規相談児童数は863人となっており、5年度の928人と比較して65人減少しております。なお、令和4年度までは、東京都の児童相談所に直接通告が行き、子ども家庭支援センターが関わることなく終了となった件数も含めていました。令和5年度分からは、合計数にその件数を含めておりませんが、参考として表の一番右の列に、当該件数を記載しております。

続きまして、(2) 虐待の相談内容についてです。令和6年度に受け付けた虐待相談のうち、心理的虐待が大きく増加し、その他の身体的虐待、ネグレクト、性的虐待は減少しております。また、表の下に米印で記載しておりますが、令和5年度までは虐待で受理したものの、調査の結果、虐待に該当しないケースを表、右から2列目の非該当としてカウントしていましたが、令和6年度から、東京都の方針により、虐待ではなく、遡って養育困難にカウントする方法に変更となったため、非該当件数をバーとしております。

なお、合計数を令和3年度、4年度と同じ方法でカウントしますと、令和5年度が586人、6年度が599人となります。

続きまして、(3) 虐待相談の通報経路をご覧ください。通報経路としましては、これまでと変わらず、学校・保育園等や保健所、児童相談所からの通報が多くを占めている状況となっております。

恐れ入りますが、2ページ目をご覧ください。続きまして、項番2、要保護児童についてです。

まず、(1) 要保護児童数をご覧ください。表の一番下、6年度をご覧ください。表、左の列から順に、5年度末からの継続数として281人を、続いて、6年度中の新規数として421人を記載し、継続数と新規数を合わせた年間登録数が702人となっております。ここから年度中に終了した人数441人を差し引いた年度末数が261人となっており、過去4年間の推移を比較し、減少傾向にございます。

続きまして、(2) 要保護児童年齢内訳につきましては、資料記載のとおりとなっており、全体的な傾向に変化はございません。

続きまして、(3) 会議体開催回数につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして、項番3、区民啓発事業をご覧ください。

まず、(1) 里親啓発です。里親登録自体は東京都の事業となりますが、子ども家庭支援センターも都と連携して啓発を行っております。

①養育家庭体験発表会は例年開催しており、昨年度は67名が参加されました。また、②下町こどもまつりにブースを出して啓発を行ったほか、3ページ目となりますが、図書館で里親制度をテーマとした特集コーナーを展示いたしました。

次に、(2) 要保護児童支援ネットワーク講演会です。本講演会は、要保護児童の支援に関

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

する現状や知識をテーマとして、区民の皆さんや関係機関の職員向けの啓発を目的に、毎年度実施しており、令和6年度は67名の方が参加されました。

次に、(3) オレンジリボンキャンペーンをご覧ください。11月の児童虐待防止推進月間に合わせて、資料記載の期間に区役所1階と生涯学習センター・アトリウムにおいてオレンジツリーを展示いたしました。

最後に、(4) 虐待予防啓発です。教育委員会と連携し、児童、保護者それぞれに、資料記載のとおり、電話相談カードを配付いたしました。また、子ども家庭支援センター職員が学校に赴き、児童虐待に関する出前講座を行っており、昨年度は対象小学校で実施をいたしました。

台東区要保護児童の状況についてのご報告は以上となります。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

じゃあ、まずは中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 報告ありがとうございます。区民の啓発事業で、里親啓発についてなんですけれども、私も昨年11月に行われた養育家庭体験発表会と、あと、要保護児童支援ネットワーク講演会のほう、参加させていただいて、啓発事業に積極的に取り組まれているなという感じはいたしました。

その後の問合せ状況とか、里親に興味を持った人とかいうのはいらっしゃいますでしょうか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 養育体験発表会には、資料記載のとおり、67名が参加をされまして、会の後には、同じ場所で東京都が個別相談会も開催をしております。そちらには1名が参加をしたというふう聞いております。

ただし、里親登録につきましては、東京都の事業となっております。現在、区内で幾つのお家庭が里親登録しているかは非公表となっております。区のほうでも把握はできておりません。

よって、その1名を含めまして、この発表会への参加をきっかけに里親が増加したかどうかということも把握はできてございません。

しかしながら、里親を増やすということは重要であるというふうに認識をしておりますので、今後も引き続き、都と連携して啓発を続けていきたいと考えております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 分かりました。東京都の事業なので非公開ということで承知しました。

里親事業は、区としても、課長おっしゃるように、もっともっと進めていくべき事業だと思いますので、今後も定期的な啓発事業のほうを行っていただきたいと要望で終わります。以上です。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 要保護児童のうち、支援が長期化しているケースあると思うんですけども、どのようなケースが多いのか、分かる範囲で教えてください。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 6年度末時点で、資料の項番2、(1)要保護児童数の年度末数261人となっております。この261人のうち、要保護期間が6か月以内の件数というものが約4割、1年以内が15%ほど、2年以内が16%、3年以内が12%、3年以上が16%となっております。これらの結果から、要保護期間が1年以内の件数が半分ぐらいを占めているのかなというふうに件数としては出ております。

要保護になる要因なんですけれども、そちら、1つではなく様々な要因が複雑に絡み合って、要保護に至るというケースが多くございます。終了になるには、それらの要保護になっている要因がクリアになった時点で解除といいますか、終了となっております。ですので、様々な要因がある以上、そこが、1つが解決しても、また別のものが絡み合っているとところもございますので、長期化するケースはございます。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 ありがとうございます。いろいろと分析もされていると思うんですけども、そこで、支援終了になったというところで、支援終了になった後、再び、もう1回、保護化されるケースもあると思うんです。そのケースを減らすために、未然に防ぐための取組とかありましたら教えてください。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 まず、数のほうからお答えをさせていただきます。

6年度、新規件数421人というふうに資料のほう、記載をしておりますが、そのうち過去に要保護で受理をしていたケースは142人いらっしゃいまして、率にして約34%となっております。一旦終了となった場合も、先ほどの答弁と重複はいたしますが、様々な要因がありまして、終了になった場合には、その際に関連の保育園であるとか、学校であるとか、そういった所属する機関と連携をいたしまして、何かあったらご連絡をいただきたいというような見守りの依頼をしております。

また、その要保護の家庭に対しましても、何か困ったことがあったら、すぐに子ども家庭支援センターに連絡をするようにというのは、そのご家庭にもお伝えをして終了とするケースが多くなってございます。

ですので、約3割ほど、再度、保護になってしまうケースはございますけれども、そういった形で関係機関とも連携しながら、ケアをしている状況でございます。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 分かりました。そういったこと、戻りやすいタイプというのもしかしたらあるのではないかなと思っていて、いろいろと子供によつての、家庭によつての兆候があったりすると思うんですね。そこをしっかりと見逃さないように、今までも努力されているとは思いますが、これからも引き続き、関係機関と情報交換しながら、連携して支援のほうよろしく願いいたします。要望で終わります。

○委員長 秋間委員、お願いします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆秋間洋 委員 今、課長の答弁であった、新規の中で以前にも要保護になっていた割合というのは、去年の委員会の報告と変わらないぐらいの大体割合で出ていると。今、吉岡委員もおっしゃいましたけれども、関係機関との連携とかいうのは、それはもちろんのことなんですけれども、都児相との関係ですよ。これは、例の4歳児の中毒死とか虐待死の問題で、本当に台東区は痛苦の思いを、苦とか、本当に当事者、あと、地域全体がそういう思いをしただけに、やはりこのところというのは本当にどういうふうに都児相、あと、関係機関と連携を取ってやっていくかって非常に大事なことで、これは本当に頑張られていると思うんで、そういう点ではよろしくお願ひしたいと思います。

例年聞いていることで、ちょっと教えていただきたいんですが、ひとり親のご家庭、あと、外国籍の世帯での要保護児童数とその比率について教えていただきたいと思います。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 まず、ひとり親家庭世帯からお答えをいたします。

6年度の年間登録数702人に占めるひとり親家庭の児童数は80名となっております、率にして11.4%となっております。過去4年の経過、比較しますと、3年度が12.3%、4年度が13.5%、5年度は10.2%となっております。

続きまして、外国人世帯についてです。同じく6年度の年間登録数702人に占める外国籍の児童数は29名となっており、率にして4.1%となっております。こちらも過去4年の経過を比較いたしますと、3年度が4.3%、4年度は5.1%、5年度は3.2%となっております、ひとり親家庭、外国人世帯ともに過去4年間において、大きな傾向に変更はないものと認識しております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 分かりました。ありがとうございます。引き続き、私もずっと長い間、聞き取っていききたいなと思っているんで、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 この虐待の問題については、本当に心を痛めることが多いんですね。

それで、一つ、初めに聞きたいのは、性的虐待というのは、これはなかなか発見しづらい。本当に分かりにくい事案だというふうに思っております、ここに件数が出てこないのは、令和6年度、よかったなとは思いますが、本当によかったなで大丈夫なのかなという、そうした心配があるのがこの部分です。

虐待されている側が信頼をしている人からの行為なので、なかなかそれをどうしたらいいか分からないというのは子供側の立場で、そうしたことの状況というのが、子供自身がノーと言えるような、やはり教育をするとか、知ってもらおうとか、そういうことが大事だろうというふうに思います。そういう意味では、今、各学校で生命（いのち）の安全教育というのをやっけていただいていると聞いておりますので、そういうことが自分の身に起きたときに、ノーと言える、そして、それを相談できる、そういう環境をつくっていくことが大事だろうとい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

うふうに思います。

今、報道を見ていると、教師が盗撮をするようなことがいろいろな各地で起きていて、本当に何を信じていいかわからないというふうな状況なのかなというふうに感じるわけで、まさにそうしたことも含めて、生命（いのち）の安全教育が大事だなと。被害に遭うと、やはりこれは一生のトラウマになるわけで、これは被害に遭った方のいろいろな話を聞き、また、裁判も起こしてもなかなかそれが時間がたっているから駄目だとかいうことで、立証が困難ということがあったりしているというのも報道されておりますから、これは、やはりそうした教育をちゃんとしていただきたいなと思っているんですけど、その辺はどのように感じていますか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 虐待の中の性的虐待、今、委員ご指摘いただいたとおり、6年度はゼロ件でありましたけれども、性的虐待、ほかの虐待と比較いたしまして潜在的であり、表立って分かりにくいという特徴といいますか、があるというふうに認識をしております。子ども家庭支援センターとしましては、そういったものが分かった場合には、もうすぐに児童相談所に相談をして、専門的に取り組むということをしております。

また、教育という面におきましては、こちら委員からご指摘いただきましたが、指導課において、子供たちの性的な虐待につながらないよう、自分の身を守るための生命（いのち）の安全教育を行っております。こういった自分自身を守るための教育は、非常に大切だというふうに考えておりますので、引き続き、教育委員会とも連携を図りながら、全力で取り組んでいきたいというふうには考えております。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 じゃあ、ぜひ、そのようによろしく願います。

それと、もう1点、里親制度、これはもちろん東京都の制度で、東京都がやっているんだけど、まちの人たちの中には、虐待のいろいろな事件、事案が出てくると、こういうことは本当に身近で起こってほしくない、子供がかわいそうだという気持ちを皆さん持っていらっしゃるんですね。ところが、それは自分とは関係ない、単なるそういう事件として捉えているのではないかなと。それが自分事として捉えるということまでには至っていないんじゃないかなと。自分事として捉えるということはどういうことかという、そういう子供たちを救うための一つの方策として、家庭から引き取って養護施設などで、日本の場合はほとんどの子供が生活するようなことになるわけですけど、それではよしとしない。やはり家庭的な環境の中で子供たちを養育するというのが、これ、もう早い話が世界標準なんですよ。そういう意味で、この里親制度というのがあるんですが、里親制度に対する偏見だとか認識不足だとか、そういうのがいまだに残ってやしないかなというふうを感じるわけです。やはり社会全体で、そういう子供たちを引き取って、里親として養育している家庭を温かく見守ることが、自分たちもそうした虐待や何かで苦しんでいる子供を救う、そういう立場なんだということの認識をやはり社会全体で共有をしていかないと、この里親になっている家庭が、何かいろいろと

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

偏見に遭ってやりにくい、つらい思いをするという逆のことになってしまやしないかということがあるわけです。

そういう意味で、皆さんにこの虐待の問題と里親制度の問題とも認識していただけるような、そうした啓発というのがもう一步突っ込んで必要なんじゃないかなというふうに感じるんですが、この啓発ということに対して、今までの取組も含めて、そうした視点も盛り込むことはできないのかなと思うんですけれど、いかがでしょうか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 今、委員からご指摘いただいたとおり、里親の認識、一般的な里親を知らないという方がいらっしゃるというところで、里親のことを知ってもらいたいというところも含めまして、ご報告をさせていただきました里親の養育家庭体験発表会というものを実施をして、実際に里親になっている方の体験談を聞いていただくような機会も設けているところではございます。

また、他人事ではなく自分事として捉えるといったご指摘もいただきましたが、まさに虐待と里親の部分というのはつながってくる部分もございます。救うための策として、里親制度というのもございますので、昨年度からこの養育体験発表会と同じく要保護児童支援ネットワーク講演会というものを例年実施しているんですが、昨年度から、そちらを同時開催させていただいて、出られた方が里親の話と虐待養護の話、両方の講演会を聞けるような、そういった機会もつくってございます。

今、委員からご指摘いただいたとおり、この普及啓発というものは非常に重要でありまして、繰り返し行っていくことも重要であるというふうに考えておりますので、今後も様々な工夫を施していきたいと考えております。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 非常に重要なところで、啓発つうのはなかなか、こちらが思っているように広がっていかないというところもございまして、ご苦労のほどはよく分かりますけれども、しかし、皆さんが虐待される子供がいないことを願うという世間一般の皆さんの気持ちは、それはみんなが思っていますので、やはりそのところに琴線が触れるような、そうした啓発が必要なんじゃないかなと、それだけお願いしておきます。以上です。

○委員長 木村副委員長。

◆木村佐知子 副委員長 すみません、先ほど秋間委員からも、先日の台東区での虐待の件、言及ありましたけれども、それについて、1定でたしか報告があったと思っているんですが、その後、いろいろと関与方法を検証いただいて、見直されていると思うんですけれども、まだ、そんなに日はたっていないんですが、何か対応で変わったことがあるのかですとか、具体的な事例に言及は難しいと思うんですけれども、言える範囲で、このような変化があったとかいうのが報告できるようであれば教えてください。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 第1回定例会の本委員会におきまして、女児死亡事例の検証結果について報告をさせていただきます。その中で、子ども家庭支援センターにおける取組についても報告をさせていただきます。

具体的には、適切なアセスメントの実施であるとか、関係機関との連携強化、職員の育成、こういったものを進めていきたいというふうに報告をさせていただきます。

まず、適切なアセスメントの実施におきましては、今年度より、当児童相談センター従事経験を新たにS Vに加えて、相談を実施しているほか、7月よりタブレットアプリというものを新たに導入いたしまして、外出先での面談等において、リアルタイムで状況把握ができる、早期発見、早期対応ができるような取組を進めております。

また、関係機関との連携強化につきましては、毎年度実施をしております保育園の巡回訪問時に、今年度におきましては、虐待に気づくためのチェックポイントであるとか、子ども家庭支援センターへの連絡までの流れ、そういったものを改めて園の先生方に説明する時間をいただいております。

職員の育成につきましても、本事案の振り返り、昨年度も実施をいたしましたけれども、今年度もこういった死亡事例の振り返りというものを改めて実施して、職員の意識醸成を図っていきたくと考えてございます。

○委員長 木村副委員長。

◆木村佐知子 副委員長 引き続き進めていただきたいと思います。まだ、そんなに具体的に何がどうというのはないかもしれませんが、せっかく検証いただいたので、今後、不幸な事故が起こらないように、子ども家庭支援センターとしても引き続き注視していただきたいと思います。以上です。

○委員長 よろしいですね。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、令和6年度母子保健事業の実施状況について、保健サービス課長、報告願います。

保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 それでは、報告事項、健康部の1、令和6年度母子保健事業の実施状況について、ご説明いたします。

資料3をご覧ください。項番1、伴走型相談支援です。

区では、妊娠期から子育て期にわたり、様々な機会を捉え、面接、訪問、アンケートなどにより、保健師等の専門職による伴走型の相談支援を行っています。

(1) ゆりかご・たいとう面接です。①の妊娠届け出時の面接は、保健師による面接を行い、出産や子育てに向けた不安の軽減などを図るものです。面接終了後に、育児パッケージ、1万

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

円分と国の出産応援ギフト5万円分を交付しています。令和6年度の面接実施数は1,932人、実施率は96.6%で、前年度から微減となっています。継続的なフォローが必要な要フォロー割合は14.9%と上昇していますが、これは令和6年度からの子ども家庭センターの設置に合わせ、より速やかなフォローにつなげられるよう、要フォローを抽出する基準や所内の体制を見直したことによるものです。

②の妊娠後期面接は、妊娠7か月頃にアンケートを送付し、希望者について保健師による面接を実施するものです。アンケートの回答率は40.5%で、前年度よりも上昇しています。明確な要因は不明ですが、こうした面接の必要性が認知されてきているものと推測しています。面接を踏まえ、必要な方には継続して支援を行っています。

(2) 乳児家庭全戸訪問でございます。本事業は、おおむね生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭を対象に、保育士または助産師が訪問を実施し、母子の健康状態や育児環境などの確認を行うものです。訪問終了後に、国の子育て応援ギフト及び都の加算分、合わせてウェブカタログ10万円分を交付しています。令和6年度対象者の訪問実施数は1,531人、実施率97%となっており、ほぼ前年度と同様となっています。要フォロー割合は60.9%で、前年度よりも上昇しておりますが、主な要因は、妊娠届け出時と同様となっております。

2ページをご覧ください。(3)のバースデーサポートです。本事業は、2歳の誕生日を迎えたご家庭に対し、育児に関するアンケートを実施し、必要に応じて保健師によるフォローを実施するものです。アンケート回答後に、育児パッケージ6万円分を交付しています。アンケートの回答率は90.1%で、前年度よりも上昇していますが、令和5年7月に開始した本事業が平年化したものと考えています。アンケート回答者のうち、保健師によるフォローが必要と判断した方は168人で、そのうち125人は本事業をきっかけにフォローを開始しています。

項番2、その他主な事業、(1)産後ケアです。

本事業は、産後の母子に対し、産科医療機関や助産所での心身のケアやサポート及び乳房ケアを行い、産褥期の母親の心身安定と育児不安の解消を図るものです。令和6年度は、特に宿泊型や訪問型の利用が増加していますが、令和6年4月からの利用料減免支援制度の導入の影響であると考えています。

(2)産前産後支援ヘルパーです。本事業は、妊産婦や乳児を介助する者がいない家庭に対し、ヘルパー等を派遣し、家事、育児の援助や助言、相談を実施することにより、出産に関わる心身の負担軽減を行うものです。令和6年度は、特に単体世帯において利用世帯数、延べ利用時間、利用率とも上昇しています。本事業は、この間に制度の変更等ありませんが、事業について認知されてきたためと推測しています。

説明は以上です。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞの前に、何かメモが来ましたね。

保健サービス課長、発言しますか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎塚田正和 保健サービス課長 はい。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 失礼しました。ただいまのご説明の中で、乳児家庭全戸訪問の中で、本来、保健師または助産師が訪問を実施しと言うべきところを、保育士と発言してしまいました。おわびして訂正をさせていただきます。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

中澤委員。

◆中澤史夫 委員 母子健康保健事業、すごく大事な事業だと思っております。

ちょっとお聞きしたいのが、2ページ目の2の産後ケア、今回、宿泊型、訪問型、利用者の方が増えているということはすごくいいことなんですけれども、これ、対応できる事業所というのは、今、何件ぐらいあるのでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 失礼しました。令和6年度の状況でございしますが、宿泊型で11施設、日帰りで8施設、外来で12施設、訪問で3施設で、契約の施設としては重複もございしますので、16施設となっております。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 利用される方、それぞれタイミングとかあると思うんですけれども、大体、皆さん、ご希望のところでご希望の日に利用できるような感じになっているのでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 利用の申込みについては、浅草保健相談センターのほうで一括で電話でお受けしております。その中で、ご希望の施設や日時等をお聞きしながら、施設側と調整しながら、場合によってはちょっとご希望に沿えない場合もあるんですけれども、その場合は別の施設であるとか日時を調整させていただいて、おおむね、その範囲では利用ができている状況になっております。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 施設のところも職員の方々がそれぞれ訪問しながら、場所とかをお願いしているということをお聞きしましたので、いい事業ですから、すごく皆さんに使っていただきたいんですけれども、その場所とかがどうしてもなかなか調整大変だと思うんですけれども、しっかりと皆さん、利用できるように、引き続き続けていただければと思います。以上です。

○委員長 ほかにございますか。

では、本目委員、いいですか。

じゃあ、秋間委員、お願いします。

◆秋間洋 委員 私、本目さんに先にやっていただきたかったのは、この本論ではないんで、でも、やってほしいようなんで、先に、委員長の許可を得てやらさせていただきます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

先日、こども家庭庁の専門委員会が、虐待死の報告をしているんですね。検証結果です。これは、全体からすると、前年度と比べると7人減少して48人と、心中を除いてですね、48人と。このうち33人がゼロ歳で死亡。生後24時間以内に亡くなったゼロ日児の虐待死ですけれども、これが16人を占めたというんで、これは前年よりも7人増えたという、非常に衝撃的な、やはりことがありまして、私、何年前、ちょうど5年前ですね。——で、ごめんなさい、そうそう、地域は別にあれですけれども、今のちょっと削除ね、削除してください。

○委員長 後で削除します。

◆秋間洋 委員 すみません。あの地域であった3か月のお子さんを16時間放置して死なせてしまった、あの事件、ここでもやりましたけれど、思い出しました。

ここにはない事業で、当初もまだ数年、多分5年、その事件以降だったんで、あるんですけども、低所得妊婦への初回産科受診料の支援、これを台東区始めましたけれど、これについての実績を教えてくださいたいと思います。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成の実績についてお答えいたします。

本事業は、令和5年7月から事業を開始しておりますが、令和5年度は助成件数が8件でございます。令和6年度は助成件数4件となっております。以上です。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 先ほどの要保護児童の統計もそうですけれども、率直に言うと、台東区がもう圧倒的に、先ほどの16人という数字は、出産、もちろん0日で亡くなってしまうわけですから、あれですけれども、それ以外のものでも、やはり虐待につながっている事例が圧倒的であります。これはちょっと数字は言いませんけれども、その点では、やはり望まない妊娠など、この前の段階で区が、やはり今は把握できないような子供なんだけれども、しかし、これを死に至らしめないような、こういうテーマ、課題についてはどのように認識を持っているのか、これについて伺いたいと思います。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 望まない妊娠等に関するご質問でございますが、妊娠届のあった方については、その状況の中から、そういったお気持ちの状態などお聞きしながら、フォローにつながっているところです。

望まない妊娠による虐待を防ぐには、より早期に行政の支援につなぐことが重要というふうに考えています。区では、公式ホームページに、妊娠、出産について悩んでいる方に向けたページを作成し、東京都の妊娠相談ホットライン、メールの相談窓口やチャットボットなど案内しております。また、緊急避妊に関する情報も併せて案内しております。

また、加えて、区への相談申込みのフォームのリンクを掲載したカードを作成し、薬剤師会にご協力いただいて、各薬局で配付を行う取組を行い、相談が可能な限り早期にキャッチでき

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

るよう努めています。

妊娠届のない方の情報を区が直接把握することは困難ですので、今後も相談窓口の案内の工夫や関係各所との連携が必要だと考えています。

今、ご指摘の乳児虐待を防ぐためには、望まない妊娠の早期発見が不可欠だと考えておりますので、今回の報告も踏まえ、区として改めて、その重要性を認識し、今後取り組んでまいります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 先ほど課長の答弁にもあった緊急避妊薬ですけれども、これは皆さん、ご存じのとおり、直近で、今までは医師の処方というのを前提としていましたけれども、対面販売であれば薬局で購入できるというふうになりました。これ、大きな前進であります。先ほど、性的な虐待の問題もありましたけれど、本当、望まない妊娠問題、これ、薬局の試行期間から、今度、本格的なところへ移りましたので、そういう点ではそういうものの道も知らせていくとか、アクセスできるような、その辺のところについて薬局に聞きますと、物すごい反響だそうであります。そういう点では、やはり逆にこれは知らせるといふこと、非常に大事ななというふうに思いますので、その辺は妊娠届がなかったらつかめないんですけども、あった人は当然そうなんですけれど、その前の段階の対応というのを、そこも心砕いて、今、課長からそういう答弁ありましたので、ぜひ、そこでその立場でお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 では、本目委員。

◆本目さよ 委員 今、秋間委員がおっしゃっていた、一番最初に言っていた妊婦健診の補助、助成ですね、4件という話がありましたけれども、これ、償還払いですよというところで、まずはやってみるということで、じゃあという話でしたが、償還払いじゃなくて、まずは自分で払わなければいけないとハードルがやはり高いと思うんですよね。結構な金額する、妊婦健診行くのに、最初のチェックをしに行くにも、妊娠しているかなというチェックを受けに行くにも結構な金額があるので、この辺の償還払いじゃなくするみたいな議論はどんな感じで進んでいるのか教えてください。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 今の立替払いのお話でございます。事業開始以降、永寿病院のほうと調整を進めまして、区が受診券を発行し、直接受診料を払う仕組みを構築し、令和6年2月より運用を開始しています。

ただ、現在のところ、この仕組みを利用した申請の実績はないところでございます。以上です。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 ありがとうございます。よかったです。その辺、もっと周知をしていただいて、もう多分ホームページとかに載っているのかなとは思いますが、その辺もぜひお願いをしたいと思います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

もっともっと聞きたかった、まず、バースデーサポートについてですね。令和6年度のバースデーサポートに関するアンケートの回答率90.1%と、前年より、始まった当時より上がっているけれども、でも、これ、アンケートに答えるだけで6万円のギフトがもらえるんですよ。結構大きな金額にもかかわらず、ゆりかごの面接よりもパーセンテージが低いというところ、さらに、要フォローの人が令和5年度の9.3%から16.2%へ大きく増加しているんですけども、回答率の上昇によって要フォローの割合が増えたのか、それとも別の要因があるのか、その辺、区としてどのように分析しているのかお伺いします。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 アンケートの回答数が増えておりますので、そういったところの影響もあって、要フォローについても増加しているのかなというふうに考えております。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 ありがとうございます。ということは、今まで回答していなかった人が回答してくれたら、そこに要フォロー率が高かったと認識しているのかなというふうに思ったんですけども、そうだとすると、今、回答していない10%弱の人の要フォロー率も結構高いんじゃないかなというふうにちょっと懸念をしまして、ここはどういうふうに、回答してくださいねというふうに催促、督促みたいなのをしているのか教えてください。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 今、委員のご指摘のとおり、アンケートの回答率は妊娠時の面接や乳児家庭全戸訪問に比べると、まだ低めであると感じております。現在、一部の方にはおやこ手帳アプリの通知により勧奨を行っているところですが、今後、さらなる回答率の向上が図れるように、効果的な勧奨の方法を検討してまいります。

また、未回答者の状況確認につきましても、どのような手段が取れるか検討していきたいと考えています。以上です。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 ありがとうございます。ぜひ、おやこ手帳アプリ、恐らく始まったのが結構最近なので、バースデーサポートの対象になる2歳児の方々は、どこまでアプリに登録しているかというところがあるかと思えます。さらに、おやこ手帳アプリ、ちょっと使いづらいはやはりありまして、なので、その使いづらさから使わなくなっちゃったよみたいな話とかもあるんじゃないかなというふうにちょっと懸念をしているところです。なので、その検討とかもぜひしていただきたいなというふうに思います。そこでフォローができる可能性があるので、すごく重要だと思うんですよ。

あとは、そうですね、フォローをぜひできるように、これって、それこそ要フォローの人とか、もしくはつながっていない、回答ができていない人も、例えば保育園に行っていたとして、保育園の先生たちが、それが確認できていたら、そんなに大変じゃないかも、困っていないかもしれない。だけれど、そうじゃなくて、どこにもつながっていないよという未就園児とかで、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

実は結構困っているとか、大変だみたいなところがなかなかつかめないですね。うちの会派で連携システム、広場とかも含めてつながれる連携システム、必要じゃないのという話はずっとしてきたと思うんですけど、何かその辺も含めて、やはり区としても、全体として連携して、子供たちを支える仕組みというのをつくっていただきたいなというふうに、これは強く要望をしておきます。

次に、産後ケアですね。一応、確認をしておきたいんですけども、利用の数としては増加傾向で、物すごく使いやすくなったよという話だったりとか、台東区、第1子のときと第2子のときと全然違う、よくなったというふうに喜びの声はいただいているところです。

ただ、恐らくこれ、物価高騰しているけれども、それに対応して補助の金額は上げていないということで、念のため伺わせていただきたいんですが、合っていますでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 こちらは、区のほうで一定の負担をさせていただいて、残りの部分を利用者の方に負担していただいているという事業でございます。この4月にも、幾つかの施設において、若干上げている施設がございますけれども、区の利用料は従前どおりとなっております。こういったところの対応については、また今後、状況を見ながら検討してまいりたいというふうに考えています。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 ありがとうございます。そうですね、やはり自己負担が増えているというところだと思うので、そこはちょっと様子を見ていただきたいのと、あとは前にもちょっとお伝えしたかもしれないんですが、産後ケアの乳房ケアですね。せめてやはり2歳ぐらいまで利用できるように延長することだったりとか、国のほうで1歳までって決められているし、あと、東京都のほうでも補助が1歳までしか出ないというのは重々承知しているんですけども、ただ、やはり母乳をあげたいよというふうに言っていて、それが続けられる人に関しては、区としてサポートする姿勢を、台東区としてこどもまんなかというのならば、示してあげてもいいかな、示してもいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 今、委員のご発言の中にもありましたとおり、産後ケアについては1歳までというふうになっておりますので、それを超える年齢を対象にする場合は、区の単独での実施ということになります。こういった事業、その部分の対応が必要かどうかについては、今後、人数の把握方法も含めて状況を確認してまいります。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 ぜひ、卒乳をするというとき、多分保育園に入るときみたいなきが多いですね。そうすると、1歳になってから4月の、そのちょっと前に卒乳をしたい。だけれど、自己流でやっちゃって乳腺炎になってしまうとか、トラブルも起こりがちだというふう

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

に聞いています。また、1歳過ぎたから乳腺炎にならないとか、乳房のトラブルが起きないかといったら、そんなこともないので、そういったところの支援はぜひ、多分、恐らくですけど、そんなに長く続けている人、割合的には多いわけではない。さらに、回数を変えないよとかいうことがもしあったとしたら、そこまで区の負担、多分多くないと思うんですよね。なので、ぜひニーズも含めて調査していただきたいと思います。

最後です、産前産後ヘルパーについて、単胎世帯で17.6%から21.6%かな、上昇していて、これも物すごく評判いいです。台東区、値段も安いし期間も延びて、台東区、本当に子育てしやすい区だよねという話は保護者の方から聞いているところです。

ただ、残念な点が、日曜日が使えないんですよ。この辺、日曜日の拡大みたいところは、業者で対応できるところがあるのは調査の結果分かっているんですけども、業者は対応できるけれども、台東区が駄目よって言うから使えないって状況も聞いているんですけど、その辺、やらない理由とか、もしくは何か今後、拡充する予定みたいところがあれば、ぜひ教えてください。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 産前産後支援ヘルパーの日曜日のご利用についてのご質問ですが、現在、ご指摘のとおり、日曜日の利用はできませんけれども、他の自治体では日曜日に派遣を行っている例は、区としても認識しています。

本事業は7年度に大幅な事業拡充を行っているところがございますので、そこに新たな対象者が加わったことで、また、様々なニーズも出てくる可能性があると考えています。今後のさらなる拡充については、今の状況を見ながら慎重に調整していきたいというふうに考えております。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 ぜひ、そちらは拡充をしたことで、例えば2歳、3歳の保護者の方って、働いている保護者も大分増えているんですね。そうすると、平日、日中は使えない。土日で使いたい。でも、土曜日しか使えないというところで、そこに土曜日にかなり偏っているという話は、保護者のほうからは聞いているんですね。そしたら、何かそれを均等化できたりとか、事業者ができるのに区がやらないというのは、ちょっとどうなのかなみたいところだったりとか、そういったところも含めて、ぜひ、拡大に向けて検討をしていただきたいと思います。要望して終わります。

○委員長 木村副委員長。

◆木村佐知子 副委員長 関連で。すみません、先ほどの本目委員のご質問で、2ページの(3)のバースデーサポートのところ、令和5年度と6年度で要フォロー割合が上がりましたねというお話が出たと思うんですね。それで、先ほどの課長の答弁では、アンケート回答率が上がったから、フォロー率も上がったんじゃないかというようなご回答だったんですけど、そうすると、これ、単純計算だと76.9%から90.1%に上がった、約14%ぐらいの方が、軒並み

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

フォロー割合が高かったというふうにも受け取れるんですね。私は、必ずしもそうじゃないんじゃないかなど。もう少し聞き方を、例えばアンケートの質問を工夫してフォローできるような人をキャッチできるような設問になったのかなとか、そういうのもあるんじゃないのかなと思ったんですけど、何かお心当たりというか、追加でコメントがあればお願いします。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 こちらのバースデーサポートについてですけれども、アンケートの内容そのものは令和5年度と6年度で変更はしてございません。令和5年度は制度開始初年度でしたので、多少、初年度の影響というものがあるのかなというふうに考えておりますけれども、なので、令和6年度の状況としては、先ほどお答えしたとおりの状況かなというふうに、それ以上、ちょっと詳しい状況についてはまだ、先ほどお答えしたとおりだというふうに考えています。

○委員長 ちょっとかみ合っていないか。

◆木村佐知子 副委員長 かみ合っている。

○委員長 大丈夫。

木村副委員長。

◆木村佐知子 副委員長 ちょっと私としては納得できないところもあるんですけれども、いづれにしても、その制度が開始してから、そういったフォロー体制というか、人員の補充も含めて、より不安な方の需要をキャッチできるような体制というのを整えておられると思うので。

○委員長 続けてください。

◆木村佐知子 副委員長 引き続き、単純にそのアンケートから見えてくるものだけではないと思うので、困っている方の需要を捉えるような工夫を続けていただきたいなと思います。何かコメントは。

○委員長 要望で取りあえず、これは今。

それで、何かあれば、こちらで聞きますので、まず、閉めてもらえますか、それでよろしいですか。

◆木村佐知子 副委員長 要望で結構です。

○委員長 そちら、発言よろしいですか。

◎塚田正和 保健サービス課長 はい、大丈夫です。

○委員長 それでは、ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、令和8年4月保育所等の利用申請及び保育所入所基準の一部改定について、児童保育課長、報告願います。

児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 それでは、報告事項の教育委員会1番、令和8年4月保育所等の利用申請及び保育所入所基準の一部改定について、資料4をご覧ください。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

項番1、申請期間です。

全体として、おおむね昨年どおりでございますが、(1)一次調整です。受付期間は10月2日から11月28日までで、郵送及びオンライン申請は11月14日を締切りとします。窓口予約期間、休日受付、希望園の変更・追加の締切りは記載のとおりで、結果通知は令和8年2月3日の発送を予定しています。

次に、(2)二次調整です。受付期間は、本年12月1日から令和8年2月13日までです。希望園の変更・追加の締切りは記載のとおりで、結果連絡は令和8年2月下旬を予定しています。

次に、(3)出生前の申請です。一次調整及び二次調整とも、出生前の利用申請を受け付けます。令和8年2月3日までに出生した場合は4月入園、それ以降に出生した場合は5月入園の利用調整の対象となります。

(4)の受付場所は記載のとおりです。

項番2、令和8年4月利用申請の対象施設は、表に記載の69施設です。なお、小規模保育所1園が今年度末をもって閉園予定のため、前年と比較して1施設減となる予定です。また、区立三筋保育園については、表の下に記載のとおり、令和10年度中から2か年程度、台東小島ビルへ仮移転を行う予定です。

次ページの項番3、保育所入所基準の一部改定をご覧ください。保護者・児童の状況をより適正に判定するため、保育所入所基準の一部を改定いたします。

(1)改定内容です。①として、保護者が一定以上の等級の障害者手帳をお持ちの場合の加点を、②として、申請児童本人が保育審査会において医療的ケア児保育を受けることが可能であると判断された場合の加点を、それぞれ新設いたします。

(2)適用時期です。本改定については、令和7年11月利用開始分の審査から適用いたします。

ご説明は以上です。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 保育所入所基準の一部改定で伺います。

医療的ケア児の受入れですけれども、これは、現在、坂本、浅草橋、石橋橋場こども園、たいとうこども園の4園ですけれども、これ、やはり地域的なものもありますので、実施園を増やすべきではないのか、これについていかがですか。

○委員長 児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 医療的ケア児の受入れに当たっては、看護師の配置をはじめ運営面ですとか施設面で安心して生活していただける環境を整えていく必要があると考えております。

現在は、先ほど委員からお話のありました4園で6名の方の受入れを想定した準備を整えているところでございまして、実際、今受け入れているのは1名という状況でございます。そう

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いった状況もごございますので、現時点で実施園を増やすという予定は、具体的にはないんですけども、今後とも関係者との情報共有ですとか入所相談などの状況を通じて、状況の把握に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ぜひ、よろしくお願ひしたいんですが、それは率直に言うと、このどこの園とは言わないですよ。だけれども、率直に言ったらなかなかスペース的に厳しい、ストレッチャー的なものが入るのは。率直に言ったら、よく頑張っただけで今受け入れているなどというところと、逆に余裕があるとは言わないですよ。でも、もっとこう、きちんとそういうバギー、ストレッチャーが入れるような、そういうスペースがある園がほかにもあるじゃないですか。だから、そういう点では看護師の配置というのは、これは人的な問題、あと、場所の問題でいうと、両方とも大事なわけですけども、このところというのはやはり増やしていく方向で、状況を見ながらということなんで、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

あと、ここにあるちょっと私気になったのが、保育審査会において、医療的ケア児保育を受け入れることが可能であると判断された場合のというふうなことがあるんですけども、これまでに審査会で受入れ不可能というふうにされた事例というのはあるんですか。

○委員長 児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 区立保育所においては、令和5年の8月に医療的ケアの実施に関するガイドラインというものを策定しておりますが、それ以降の受入れについて、前提として、主治医の方が集団保育が可能であると認めていることすとか、本人の状態が安定していることなど確認させていただいておりますので、審査会の中で受入れを不可能とした事例はございません。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 医療的ケア児の問題というのは、私もずっと、そして、法律ができて、そして、ここへの光が大きく当たってきて、非常にいいことなんですけれども、実態的に現場ではなかなか苦悩があると。例えばお医者さんの指導書というのが当然、全部つきます。ただ、指導書がついたとしても、今、典型的なのはいわゆる酸素ですね、酸素吸入器を使っている子は実態的には受けられない。これは、ここではそうじゃないけれども、受け入れられていないわけですよ、実態には。それは、その子は集団的な保育は可能だというふうに医者が考えたとしても、受けていないんだよ、実はね。だから、そういう点ではこの問題についても、東京都あるいはほかの自治体からは少し緩和されていますので、よく見ていただきたいというのと、あと、やはりガイドラインをつくったことは大きいなど。そういう点では、区が法改正もあった、あと、台東区教育委員会がきちんとガイドラインをつくったというのは非常に大きいことなんで、それ以降、審査会で不可能という事例がないというのを聞いてちょっと安心はしました。以上です。

○委員長 ほかにございませんか。よろしいですね。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、保育所等における物価高騰への支援について、児童保育課長、報告願います。
児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 すみませんでした。失礼いたしました。報告事項の教育委員会3番、保育所等における物価高騰への支援について、資料6をご覧ください。

項番1、概要です。

令和4年度から、区は保育所等に対し物価高騰への支援をしております。今年度も第2回定例会の本委員会でご報告したとおり、東京都の補助事業も活用し、4月から9月にかけて支援を決定しております。今回、都の事業期間が延長されることとなったため、施設が引き続き安心して運営を行えるよう支援を継続するものです。

項番2、支援の内容です。

4月から9月までと同様、表、左の列の施設に対し、表、右の列の内容で支援してまいります。なお、表の上3行及び一番下の行、一時預かり事業の一部について、東京都の10分の10の補助を活用してまいります。

項番3、実施期間は、令和7年10月から12月までです。

項番4、予算額は、1,338万1,000円を見込んでおり、既定経費の活用により対応をしております。

ご説明は以上です。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 物価高騰支援についての都の事業に合わせて、本区も事業の期間の延長ということでありありがとうございます。

事業者さんの申請とか手間がかかっただけで済むと思うんですけども、物価高騰というのは、もうこれ、下がらないので、最初から予算の見込みはあるとは思いますが、それに上乗せで組み込んだほうがよいかなと思うんですけども、その辺りとかはいかがでしょうか。

○委員長 児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 お答えをいたします。当初、予算の要求に当たっては、公定価格も含めまして物価上昇の動向も踏まえて、必要な経費を見積もったところではございますが、想定を上回る上昇というふうになっておりまして、利用者負担の増加ですとか、保育サービスの質の低下、こういったものを回避するために緊急的に支援を行っているものでございます。次年度の予算要求に当たりましては、改めて物価上昇の状況を精査いたしまして、適切な経費を見積もってまいりたいというふうに考えております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 予想を上回るということで、今後も余裕のある予算の上乗せの要望だけさせていただいて。以上です。

○委員長 要望でよろしいですね。

◆中嶋恵 委員 はい。

○委員長 では、村上委員。

◆村上浩一郎 委員 私も今、中嶋委員と同じような質問をさせていただこうと思っておりましたのでいいんですが、区のほうのこの取組というのが、区民の方から大変、本当にありがたいというお声をたくさんいただいておりますので、引き続き物価対策についての、また、予算措置ともよろしくお願ひしたいということだけで終わらせていただきます。

○委員長 よろしいですね。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願ひます。

○委員長 次に、放課後対策事業運営事業者の選定結果について、放課後対策担当課長、報告願ひます。

放課後対策担当課長。

◎別府芳隆 放課後対策担当課長 それでは、放課後対策事業運営事業者の選定結果について、ご説明いたします。

資料7をご覧ください。初めに、項番1、選定経過でございます。

(1)の公募期間、(2)の審査期間及び(4)の選定委員につきましては、資料記載のとおりで、(3)の選定方法につきましては、第1次審査は書類審査、第2次審査ではプレゼンテーションとヒアリングによる審査を行いまして、優先交渉権者を選定しております。

次の2ページをご覧ください。項番2、運営事業者の選定結果でございます。

(1)北上野こどもクラブです。応募事業者は6者でした。その中で、得点率86%の現在の運営事業者である株式会社セリオを優先交渉権者に選定しております。

次に、(2)上野小学校放課後子供教室です。応募事業者は3者でした。その中で、得点率88.7%の現在の運営事業者である株式会社セリオを運営優先交渉権者に選定しております。

3ページをご覧ください。(3)谷中小学校放課後子供教室です。応募事業者は5者でした。その中で得点率83.8%の現在の運営事業者である特定非営利活動法人放課後NPOアフタースクールを優先交渉権者に選定しております。

結果的に、3か所とも現在の運営事業者が継続となる予定でございます。

最後に項番3、今後の予定でございますが、令和8年4月より事業運営を開始してまいります。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 今後のためにちょっと聞きたいんですけども、事業者の選定は5年ごとに行われているということをお伺いしたんですけども、今後、事業者が交代するとき、利用者だったり、子供たち、環境が急激に変わってしまったりしないように、スムーズな引継ぎ方法とかなど、仕組みがもしあるのであれば教えていただきたいです。

○委員長 放課後対策担当課長。

◎別府芳隆 放課後対策担当課長 今、委員からご質問いただきました引継事業者の変更の場合の引継ぎにつきましてですが、新しく受託する、新しい新規事業者の職員が、複数名、指定期間、一定期間、現在の運営現場に入りまして従事をしていただきます。そこで、業務が円滑に移行できますように十分な引継ぎを行っていただいております。

また、場合によっては旧事業者から新しい事業者に働いている方が雇用が移るという場合もございまして、区のほうの指導と併せて、円滑な事業運営を継続できるように努めているところでございます。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 承知いたしました。ありがとうございます。引き続きよろしくお願ひします。

○委員長 ほかにございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願ひします。

○委員長 次に、令和8年4月子どもクラブの利用申請について、放課後対策担当課長、報告願ひします。

放課後対策担当課長。

◎別府芳隆 放課後対策担当課長 それでは、令和8年4月子どもクラブの利用申請についてご説明をいたします。

恐れ入りますが、資料8をご覧ください。初めに、項番1、利用申請受付です。

まず、(1)通常受付でございます。受付期間は資料記載のとおり、11月1日から12月の15日までの期間となります。申請方法ですが、今年より①に記載のL o G oフォームによる電子申請の受付を実施いたします。また、②に記載のとおり、利用を希望する子どもクラブにおいて、書面による申請書の受付も併せて行います。この間、(2)に記載のとおり、庁舎担当窓口で休日受付も行ってまいります。

次に、項番2、周知方法については、広報たいとうをはじめとした各種広報媒体でお知らせをするほか、区立小学校の就学児健康診断の通知時に、新1年生の保護者へ周知をしてまいります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

最後に項番3、今後の予定です。

10月に令和8年度こどもクラブ利用案内の配付を開始いたします。申請受付後、来年1月中旬から利用審査を行い、2月中旬に審査結果通知書を発送する予定です。以降は、資料記載のとおり進めてまいります。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

それじゃあ、中澤委員。

◆中澤史夫 委員 今回、新たに電子申請が始まるということで、申請の利便性は上がると思います。(2)の休日受付、今回、前は多分2回だと思うんで、1回に変わってしまったの、何か理由はあるんでしょうか。

○委員長 放課後対策担当課長。

◎別府芳隆 放課後対策担当課長 休日受付が、委員ご指摘のとおり、昨年まで2回だったところ、今年1回にさせていただきます。

実績としまして、第2日曜日の休日開庁の際に合わせて実施してきたものなんですけど、11月の実施の受付の実績が、11月、1日開けておまして2件とか、その程度の2件、3件の受付状況だったこともありまして、また、今回、電子申請を受け付けておまして、休日でも申請ができるということで、今回は12月、1回の休日受付とさせていただきます。

一応、12月が10件程度、10件から15件程度のここ数年の推移でございますので、その程度を受付予測をしているところでございます。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 確かに統計を取ると、あまり少ないということなんですけれども、ただ、電子申請が始まりますので、毎年、皆さん、申請を出される方が多いと思いますので、今まで2回だったのが1回に変わるというのは、知っている人がいると分かると思うんですけれども、急に変わるんじゃなくて、電子申請、かなりやはり申請は多くなるとは思うんですけれども、今回は2回やって、次から1回という感じで、急に変わるのではなくて、統計を見るとなかなか難しいとは思いますが、そういう形でやっていただいてもいいのかなと思いますので、多分、今回決まりましたので、1回でいいとは思いますが、その辺をもうちょっと丁寧に周知していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 電子申請、ようやく可能になったということで高く評価したいと思います。恐らく、でも、電子申請ができるとなると、休日に庁舎まで来てというの、かなり減るんじゃないかなという気はするので、ぜひ、それ、検証していただいて、じゃあ、翌年度からどうするのかというのでも検討していただきたいと思います。

あとは、こどもクラブの利用方法というか枠についてなんですけれども、ほかの自治体では土曜日のみ利用というふうに申込みが可能になっている例があって、例えば新宿区とかでも実

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

施をされています。台東区で放課後子ども教室が充実してきたとはいえ、土曜日の受入れというのはもちろんないので、児童館が遠い地域にお住まいの方から、両親ともに自営業で、平日は放課後子ども教室で乗り切れるけれども、その土曜日だけが難しいんだという話を、お声をいただいているところです。だから、土曜日だけ利用できるみたいな、きっと、土曜日の利用人数も少ないし、事業者にとっての負担もそんなに多くないんじゃないかというところは、お声をいただいているし、私自身も土曜日利用している身としては感じているところです。

事業者としても、そこまで人数が多くなければ負担もそんなに多くないのかなというふうに思っていて、利用者数、利用希望数みたいなところは少ないかもしれないんですけども、でも、待機児童がまだいる以上、少しでも減らしてニーズに応えるためにも、土曜日のみ利用みたいなところも検討すべきじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長 放課後対策担当課長。

◎別府芳隆 放課後対策担当課長 委員ご指摘のとおり、土曜日のみの預かりについては、今、実施はしていないところで、クラブに入っている方の土曜日の利用はかなり少ない状況です。実際に、ちょっとほかにも土曜日の児童の居場所として、児童館とか、我々としてはさせていただいているところで、土曜日でも安全に過ごせる居場所としての機能は児童館でも果たしているところかとは思っています。

土曜日のみの預かりにつきましては、事業者の負担が少ないというご発言があったんですが、一応、新たな受入れ体制をやはり構築することになる、または人員配置の部分も必要になるということから、他自治体の事例あるいはおっしゃっていただいた待機児童対策としての視点も踏まえて、ニーズも含めて研究してまいりたいと思っています。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 ありがとうございます。今、児童館が土曜日の居場所としてというふうな話ありましたが、ご相談した方は、児童館遠い地域なんですね。台東区、やはり児童館あるけれど、ちゃんと全区にまたがっているけれども、でも、学区外にあるよとか学区内に全部あるわけじゃないんですね。そういったところも含めて、何かできるところはやっていけばいいのかなというふうに思いますので、ぜひ、検討はしていただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長 木村副委員長。

◆木村佐知子 副委員長 私も電子申請、これまでも要望してまいりましたので、高く評価させていただきます。その上で、具体的な申請方法について、細かい点なんですけれども、よくご要望いただくのが、やはり紙だったら、毎回同じものを書くのが、例えば兄弟とかいても同じような情報を書くのが手間だというような声があるわけですね。それが電子申請になって、入力するから手は痛くならないかもしれませんが、結局、同じことを入力するんだとすると、紙が電子になっただけなんじゃないかなというふうにもなってしまうと思うんですね。どこまでできるかというのはこれからご検討いただきたいですけども、例えば1回情報を打

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ち込むと、エクセルの何かシートにばって名前が入るとか、例えばですね、そういった工夫ですとか、あとはこどもクラブ入る方って保育園の申請もなさっていて、それも既に電子化が実現していると思うんですけども、何かログインするとその情報が打ち込まれるですとか、何かしらより便利になるような仕組みを考えていただきたいと思うんですが、何か今のところ考えていることありますか。

○委員長 放課後対策担当課長。

◎別府芳隆 放課後対策担当課長 電子申請についての利便性の部分かと思いますが、今、準備をさせていただいているのはL o G oフォームでの入力です。ですので、お一人の児童、お子さんに対して、一通り申請書と同項目を入力していただいて、途中でもちろん一時保存ですとか、そういったことはできるんですが、また、別のお子さんの入力についてはデータを利用するというシステムにはなっていない状況ではございます。

ですので、具体的にどうするかといったところでいいますと、別のところにデータ保存していただいての張りつけとかいうことに、今のところはなってしまうということではございます。委員のご指摘も踏まえて、できるだけ利便性を上げるような形で研究してまいりたいと思っております。

○委員長 木村副委員長。

◆木村佐知子 副委員長 問題意識を共有いただいたと思うので、今後やっていく中で工夫していただけたらと思います。以上です。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

理事者からの報告は、以上であります。

○委員長 案件第2、子育て及び若者支援について、その他ご発言がありましたら、どうぞ。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 おはかりいたします。

案件第2、子育て及び若者支援については、重要な案件でありますので、引き続き調査することに決定いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○委員長 以上で案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

なお、年月日、委員長名及び議長名の朗読については省略いたします。

(櫻井議会事務局次長朗読)

○委員長 これをもちまして、子育て・若者支援特別委員会を閉会いたします。お疲れさまで

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

した。

午後 0時02分閉会